



資格と検定

資格検定について
次の三つに大きく分類される。

1. 国家資格
2. 国家検定
(技能検定)
3. その他
(公的機関や民間機関
が行うもの)

国家資格と国家検定

＊国家検定は技能検定と呼ばれる。

国家資格

国の法律に基づいて、各種分野における個人の能力、知識が判定され、特定の職業に従事すると証明される資格。

国家検定

(技能検定)

働くうえで身につける、または必要とされる技能の習得レベルを評価する国家検定制度。合格すると合格証書が交付され、「技能士」と名乗ることができる。

国家資格の2タイプ

業務独占資格

有資格者以外が携わることを禁じられている業務を行うことができる資格。

- ・ 教員（教育職員）
- ・ 医師
- ・ 弁護士
- など

名称独占資格

名刺や履歴書、看板などに記載して「その道のプロ」であることを示すことができるもの。有資格者以外はその名称を名乗ることができない。

- ・ 保育士
- ・ 介護福祉士
- ・ 栄養士
- など



出典

- ・ 厚生労働省 HP
<https://www.mhlw.go.jp>
- ・ 文部科学省 HP
<https://www.mext.go.jp>